

成田市まちづくり茶論

「まちづくりへの市民参加」をテーマに

平成20年度第2回「成田市まちづくり茶論」が8月21日(木)、市役所中会議室で開催されました。

今回は「まちづくりへの市民参加」をテーマに、市民参加型のまちづくりを進めるためには何をすべきか、日ごろから各地区の行事や活動に積極的に取り組んでいる団体が参加し、意見交換を行いました。



市民参加型のまちづくりを

けではなく、地域に足を運ぶべき」

「行政へ意見や要望をしても、それがどのように市政に反映されているのか、分からない」など、行政側の積極的なPRや行動を求める意見や、「行政にお膳立てしてもらおうのが当然と考える市民も多く、市民参加型のまちづくりを進めるためには、市民と行政がもっと歩み寄り、相互の理解を深める必要性がある」若い世代が集う機会や場所が少なすぎる」などの意見がありました。

意見交換の詳細については、市民支援課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shien/index.html>)および行政資料室(市役所1階)で会議録を公開していますので、ぜひご覧ください。

今後の茶論の予定

○11月20日(木)：「介護予防と市民の健康増進について」

○1月22日(木)：「農業に期待するもの」

○2月19日(木)：「子育てにおける学校、家庭、地域の役割」

※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

街路樹害虫

早期発見にご協力を

市では、街路樹の害虫防除を定期的に行っています。

しかし、被害を最小に抑えるためには、害虫を早期に発見し防除することが必要です。街路樹の葉に異変や害虫を発見した場合、道路維持課まで連絡してください。 ※くわしくは同課(☎20-1551)へ。

伸び過ぎた樹木

剪定などの適正な管理を

敷地から道路上へ伸びた樹木の枝が車道や歩道を覆っている光景は、住宅街でも農村部でもよく見受けられます。車道や歩道に伸び

た枝は、車の運転や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

枝の剪定や垣根の刈り込みなど、所有者は適正な管理をお願いします。剪定した枝は、ごみ収集袋(燃やせるごみ)に入れ集積所へ出しましょう。



※くわしくは道路維持課(☎20-1551)へ。

秋季行政相談強調週間

気軽に要望や意見などを

10月20日(月)～26日(日)は「秋季行政相談強調週間」です。

国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関などの仕事について、皆さんからの要望や意見を聴き解決の促進を図ります。 人権擁護委員による相談も行う

今月の納税

- ①市・県民税(第3期分)
- ②国民健康保険税(第4期分)
- ③後期高齢者医療保険料(第4期分)
- ④介護保険料(第4期分)

納期はいずれも10月16日(木)～31日(金)です。

※くわしくは①税務課(☎20-1513)、②③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

ていますので、気軽に相談してください。

相談名もめぐこと・なやみこと・

苦情相談

日時 10月20日(月) 午前10時～

午後3時

会場 市役所2階201会議室

費用 無料

千葉行政評価事務所行政相談課でも、行政相談苦情110番(☎043-244-1100・平日午前8時30分～午後5時)やFAX(☎043-246-9829)、ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html>)により、

行政相談を受け付けています。

※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

安心ガスライフ21運動

事故の撲滅を

9月1日～11月30日に、安心ガスライフ21運動を実施しています。

ガス事故の撲滅を図るため、安全型ガス設備・機器の普及を促進し、安全装置の付いていないガス機器の残存数を減少させます。また、冬季ガス需要期を控え、ガス機器の安全使用の周知活動を行っています。

ガス使用中は換気に注意！

○台所のガスコンロ・ガス小型湯沸器などを使用する際は、換気扇を回すか窓を開ける。換気不良などで不完全燃焼を起すすと大変危険

○ガスストーブを使用する際は、30分に1回、窓やドアを開け、換気する

うっかりミスもしっかりガードするセーフティーガス機器を

○不完全燃焼防止装置付きのガス小型湯沸器・ガスストーブなら、不完全燃焼を起す前にガスをストップ

○天ぷら油火災と煮こぼれなどによるガスの流出防止には、温度調整機能・立ち消え安全装置付きガステーブルが安心

万一のガス漏れには、火災警報機能付き都市ガス警報器を

○火災・ガス漏れ・不完全燃焼を検知。1台3役の警報器が24時間監視

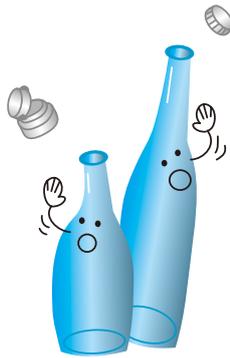
○住宅用火災警報器の取り付けが義務化されているので、この

機会に取り付けを

都市ガスを使用している家庭でガス臭いときは、休日夜間を問わず千葉ガスへ連絡してください。※くわしくは千葉ガス成田支社(☎26-2151)へ。

瓶・缶のゴミの出し方

キャップを外して分別を



瓶・缶は、ごみ処理施設で機械や作業員の手により選別され、資源化されています。

キャップが付いたまま排出されると、選別に支障をきたし、中身がこぼれるなど衛生上も好ましくありません。

成田地区の瓶・缶の出し方

キャップを外し、中身を空にして水で中を軽くすすぎ「ビン・カン・ガラス」(赤色の指定袋)へ、王冠・金属キャップは「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)へ、プラスチックキャップは「ビニール・プラスチック類」(白色の指定袋)へ分別してください。

下総・大栄地区の瓶・缶の出し方同様に「ビン・カン」(黄色の指定袋)へ、王冠・金属キャップは「不燃ごみ」(赤色の指定袋)へ、プラスチックキャップは「可燃ごみ」(緑色の指定袋)へ分別してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

労働保険適用促進月間

安心して働けるように

10月は、労働保険適用促進月間です。

労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働者が安心して働くためのものです。農林水産業の使用労働



者5人未満の個人事業を除き、労働者を一人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険に加入しなければならぬことになっています。

労災保険

労働者が、業務災害や通勤災害を被ったときに、療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険

労働者が失業した場合の生活保障、失業の予防および雇用の安定・改善を図るため必要な給付を行う制度です。

いずれも事業主に加入することが義務付けられています。未手続きの事業主は至急、加入手続きをしてください。

※くわしくは千葉労働局(☎043-221-4317)へ。

市長日誌

(9月16日～30日)

- 16日 市議会建設水道常任委員会
市議会新駅・基幹交通網整備促進特別委員会
- 17日 市議会新清掃工場整備特別委員会
市議会教育民生常任委員会
- 18日 市議会経済環境常任委員会
国民体育大会出場選手成田市壮行会
航空機事故消火救難総合訓練全体会議
三郡市歯科医師会航空機災害対策協議会講演会
- 19日 市議会総務常任委員会
- 22日 成田市産業まつり実行委員会
- 24日 ニューゼalandフォクストン青少年訪日団表敬訪問
- 25日 9月定例会議会閉会
- 27日 成田市農業大使委嘱状交付式
表参道入口モニュメント除幕式
成田市赤十字奉仕団1日赤十字
明治大学・成田社会人大学フィールドワーク全体懇親会
- 28日 成田ワールドミュージックフェス2008
豊住地区運動会
- 29日 成田市男女共同参画計画推進懇話会



表参道入口モニュメントの完成を喜ぶ小泉市長

放置自転車

駅周辺で クリーンキャンペーン



10月1日から11月30日まで、県下一斉に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。駅前利用者や緊急車両の通行の妨げとなる放置自転車。一人一人がマナーを守り、放置自転車を無くしましょう。

ちよつとだけがみんなの迷惑に
放置自転車(原付も含む)は、道路などにより捨てられている自転車だけではありません。通勤・通学のために、駅前広場や歩道など駐輪場以外の場所に一日中置きっぱなしになっている自転車も含まれ

ます。手軽な交通手段として多くの人に利用されている自転車ですが、駅前広場や歩道に軽い気持ちで置いておく、高齢者や障がい者の歩行に迷惑を掛けるだけでなく、緊急時には車両の通行の妨げにもなってしまうます。

放置自転車を無くすために
市では、JR成田駅・京成成田駅・京成公津の杜駅の3駅周辺を「成田市自転車等の放置防止に関する条例」によって放置禁止区域に指定しています。

放置禁止区域内に置かれた自転車には、警告書などを張り、持ち主に移動するよう通告しますが、それでも放置されたままの場合、強制的に撤去しています。昨年度には、約800台の自転車を撤去しました。

放置自転車を無くすには、利用者一人一人がルールとマナーを守ることが大切です。

「時間が無いから」駐輪場は駅



一刻を争う人のために

から遠いから」などといって自転車を放置せずに、必ず駐輪場を利用しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

救急出動増加中
**救える命を救うため
正しい利用を**

救急車の出動件数増加により、通報から到着までの時間が遅れ、救える命を救えなくなる恐れが高まっています。

症状や事故の状況から、急いで病院での処置が必要と思ったときには、迷わず119番通報をしてください。

しかし、症状により緊急性がない場合には、自家用車などで病院に行くように皆さんのご理解とご

協力をお願いします。

※くわしくは消防本部警防課(☎20-1592)へ。

徹底取締中
ストツブ
不法投棄・野外焼却

地域住民・自治体の監視の強化や警察の取り締まりなどにより、大規模な不法投棄・野外焼却などの不適正処理は大幅に減りました。しかし、小規模な捨て逃げ型の不法投棄や野外焼却などは後を絶ちません。

不法投棄・野外焼却を「しない」「させない」「許さない」という気持ちで、わたしたちのふるさとを守るため、ご協力をお願いします。

土地の適正な管理を

土地の所有者および管理者は、次のことに注意してください。

- 土地や倉庫を貸すときは、相手方や事業内容を確認する
- 土地の賃貸借契約は、内容を確認した上で必ず書面にする
- 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れの行き届かない土地などは、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置をするほか、

巡視など土地所有者として必要な措置をする

野外焼却は禁止

木くず、廃プラスチックなどの廃棄物を、法律に適合した焼却設備を用いずに焼却することは禁止されています。野外焼却は、ダイオキシンなどの有害物質の発生や火災の危険などがあり、地域住民に迷惑が掛かるのでやめましょう。

野外焼却が許されるのは次のケースなどです。

- 震災、風災害、火災などの災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 農林業・漁業を営むためにやむをえないものとして行われる焼却
- たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却
- 夜間・休日の緊急通報先は、産廃・残土ダイヤル(☎043-223-3801)です。

※くわしくは北総県民センター
地域環境保全課監視班(☎043-483-1138)、
市環境対策課(☎20-1532)
または成田警察署生活安全課
(☎27-0110)へ。